

移動支援事業の見直しについて

移動支援事業について、必要な方に必要な支援が行き渡るよう、以下のように見直しました。

(これまでに知的障害者(児)移動支援従業者養成研修を実施したほか、他自治体の状況、安定的な事業者の経営及び継続性を踏まえた従業者の確保等についても検証し、安定的な環境整備を図るため、従業者の報酬単価と制度を見直しました。)

見直し点

1	報酬単価	・「身体介護なし」の1時間あたりの報酬単価を1,600円から 2,000円 に見直します。
2	区 分	・「身体介護あり」に放課後等デイサービス新指標該当児童等を加えます。
3	対象者	・身体障害者の要件を見直し、対象者を拡大します。

見直し点の詳細

①報酬単価

◇支援の内容にあった報酬体系とするため、以下のように見直しました。

<「身体介護なし」の1時間あたりの報酬単価>

1,600円（見直し前） → 2,000円（見直し後）

②区分

◇車椅子利用の有無のみにより区分されており、知的障害者の支援の実態にあっていなかったため、「身体介護あり」の区分要件に「身体介護を要する者」として、以下の項目を追加しました。

（裏面あり）

- (1) 行動援護スコア10点以上の者
- (2) 放課後等デイサービス新指標該当児
- (3) 排尿又は排便において身体介護等（声かけ、促し等の簡易な支援を除く）が必要な児童
- (4) 排尿又は排便に介助が必要な18歳以上の者で、次の基準のいずれにも該当する者
 - (ア) 愛の手帳を所持し、かつ、障害支援区分が3以上の者
 - (イ) 身体介護等（声かけ、促し等の簡易な支援を除く）が必要な者

③対象者

◇日常的な介護については支援が不要であるものの、単独での外出が困難である方も対象とするため、対象要件に以下の項目を追加しました。

○脳性麻痺者であり、次の基準のいずれにも該当する者

- (1) 脳性麻痺による下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の手帳の交付を受けた者
- (2) 身体状況が重度訪問介護の対象要件に該当する者
- (3) 単独での外出が困難な者

○身体障害者で上肢かつ下肢かつ体幹の障害が2級以上であり、65歳未満に手帳の交付を受けた者

見直し適用日

令和2年7月1日～

【問い合わせ先】

西東京市 健康福祉部 障害福祉課

住所：〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13

TEL：042-420-2804（直通） FAX：042-466-9666

Mail：f-syougai@city.nishitokyo.lg.jp（障害福祉課共用）